

平成21年11月20日（金）開催

行財政改革・道州制等特別委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 第一特別委員会室

○ 開 会

○ 付託事件

1 行財政改革に関する調査

(1) 岡山県住宅供給公社に対する県貸付金の清算の見通しと処理方法
について

(2) 本庁組織再編の基本的な考え方について

○ 次回の委員会

平成21年12月14日（月）午前10時30分～

○ 閉 会

行財政改革・道州制等特別委員会資料

○ 行財政改革に関する調査

- ・ 岡山県住宅供給公社に対する県貸付金の清算の見通しと処理方法について

平成21年11月20日

土 木 部

岡山県住宅供給公社に対する県貸付金の 清算の見通しと処理方法について

平成19年11月に策定した外郭団体改革プランにおいて平成21年度末をもって解散することとしている岡山県住宅供給公社について、次のとおり同公社に対する県貸付金の処理等を行います。

1 公社からの要請内容

可能な限りの資産処理に努めてきたところであるが、県貸付金の返済が困難な見通しであるため、次のとおり要請があった。

① 代物弁済の要請

多くの未分譲地を抱える吉備高原団地と岡山・グリーンテラス郡については、資産処理に長期間を要することから、両団地の未分譲地で代物弁済とすることを認めていただきたい。

なお、代物弁済額は、現時点での販売額の総額としていただきたい。

② 債権放棄の要請

県貸付金額から代物弁済額を差し引いた額を限度とする額及びそれに伴う遅延損害金相当額の合計額を債権放棄していただきたい。

2 県としての対応

(1) 基本的な考え方

公社の財務内容と資産処理の現況などを勘案し、以下の理由により、公社の要請を受け入れざるを得ないと判断している。

① 代物弁済について

吉備高原団地と岡山・グリーンテラス郡は、県の要請に基づいて公社が引き受けた団地であるとともに、未分譲地の販売には長期間を要することから、既購入者に不安を与えないようにするため、早期に県が引き継ぎ、引き続き適正な管理等を行う必要があること。

② 債権放棄について

公社唯一の設立団体としての責任を果たす観点から、債権放棄の要請に応じる必要があること。

(2) 具体的な処理方法等

公社からの要請を踏まえ、県貸付金約75億円の清算の見通しと処理方法を別紙のとおりとする。

3 今後のスケジュール

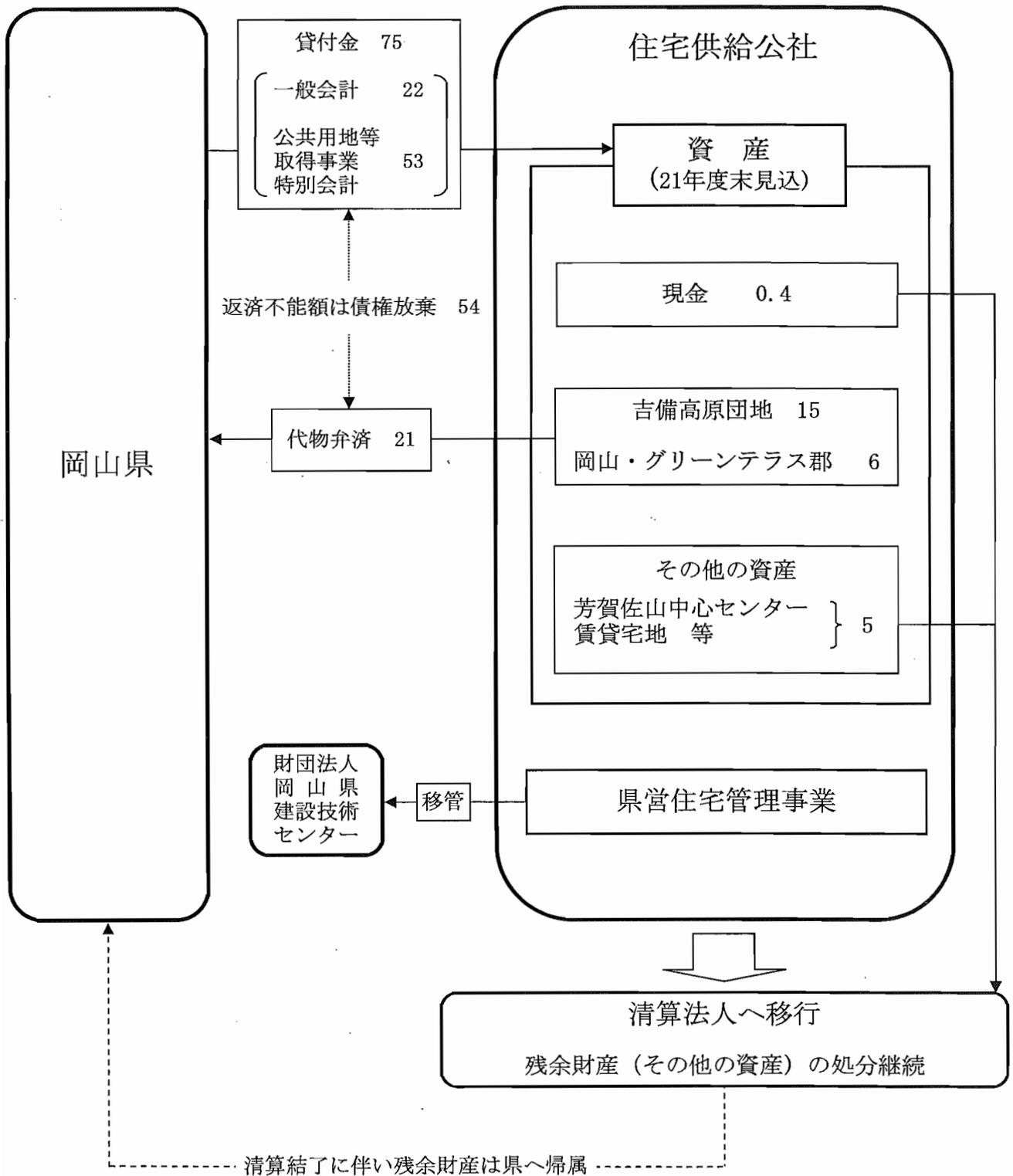
(1) 設立団体（県）の議会の議決

平成21年11月定例会に解散議案を提出

(2) 国土交通大臣の認可

解散議決を得た後、認可申請を行い、年度内には認可を受ける予定

(金額は概算、単位：億円)



注 代物弁済額及び債権放棄額については、現時点の概算見込額であり、今後精査の上、債権放棄のための議案と関連の補正予算案を2月定例会に別途提出させていただく予定である。

1 岡山県住宅供給公社の概要

(1) 沿革

地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき、昭和41年1月に設立

(2) 目的

住宅を必要とする勤労者に対し、居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。

(3) 基本財産

1,000万円（岡山県が全額出資）

(4) 役員

理事6名、監事2名

2 解散に向けた取組

(1) 経緯

平成19年11月 外郭団体改革プラン公表

分譲住宅を取り巻く社会経済情勢の変化に伴い、保有する団地の販売を今後継続的に行ったとしても、将来的に経営の安定化が図れる見込みが立たない状況であることから、保有資産の早期処分に一定の目途を立てた後に、平成21年度末をもって解散

平成20年11月 解散に向けた資産処理方針等を決定

平成21年 3月 会計基準の改正により平成20年度決算で約31億円の債務超過

平成21年 6月～ 吉備高原団地、岡山・グリーンテラス郡の資産処理を実施

(2) 主な資産処理の状況

(単位：区画)

団 地 名		分譲開始	全体 計画 A	21年度 分譲	21年度 末累計 (見込) B	差引残 A-B	備 考
吉備高原団地	前 期	S62～H6	431	0	398	33	
	後期Aゾーン	H9.10～	420	1	101	319	公募により1区画売却
	計		851	1	499	352	
オリーブ団地牛窓		H8.5～	70	0	17	53	瀬戸内市へ売却予定
しらうめ団地落合		H8.8～	129	0	24	105	真庭市へ売却予定
岡山・グリーンテラス郡		H12.4～	183	1	110	73	公募により1区画売却
中庄夢団地		H14.10～	118	2	118	0	完売
合 計			1,351	4	768	583	

行財政改革・道州制等
特別委員会資料
平成21年11月20日
総務部

本庁組織再編の基本的な考え方について

平成21年11月

1 本庁組織再編の視点

- ◆ 本庁組織の再編については、新おかやま夢づくりプランを着実に推進するた
め、組織体制の継続性を考慮しながら、次の3つの視点に基づき検討を行って
いる。

再編に向けた視点

政策推進の視点

県政の課題に対し、必要な政策を立案し推進する機能を強化するとともに、部局横断型の課題に対しても積極的な取組を推進

わかりやすさの視点

行政目的で括った組織の編成や課・室のわかりやすい名称への変更など、県民目線に立った組織を編成

行政改革の視点

少人数の課・室について、可能な限り関連する組織と統合するなど、より効果的で効率的な組織を編成

2 部局再編の方向性

① 政策推進機能の強化を図るため「総合政策局(仮称)」を設置

② 知事直轄の危機管理部門を設置

③ 現在の「企画振興部」と「生活環境部」を中心に、各部局の所管する施策を再検証し、より効果的・効率的に施策を推進する組織として再編

3 新しい部局等の編成の考え方

知事直轄の危機管理部門

- 多様化する災害・危機事象に、より迅速かつ的確に対応するため、現在の危機管理・消防保安部門を知事直轄として位置づけ
 - ・ 部長級の危機管理監の配置

総合政策局(仮称)

- 政策審議監と企画振興部が行っている政策・企画関係業務を再編し、政策推進機能を強化
 - ・ 部局横断的な課題に対して総合調整を図りながら積極的な取組を推進
 - ・ 県政における重要政策や部局横断的な政策などの方針決定等を行う場として設置する「政策推進会議(仮称)」を所管
 - ・ 道州制に向けた取組や国・県・市町村を通じた地方分権改革への対応などを総合的に推進

県民生活部(仮称)

- 県民の安全安心な暮らしを確保し、活力ある地域づくりを推進する部として、県民協働、地域づくり、くらしの安全安心、男女共同参画、青少年など県民生活に関する部門を総合的に所管
 - ・ 住民主体の住みやすい地域づくりを総合的に推進
 - ・ 消費生活、安全なまちづくり等、くらしの安全安心を一元的に推進

環境文化部(仮称)

- 環境に配慮するとともに、文化・スポーツを振興し、潤い豊かな社会の実現をめざす部として、環境、文化・スポーツ部門を所管
 - ・ 太陽光発電の導入促進や温室効果ガス削減など地球温暖化対策を積極的に推進
 - ・ 個性豊かな地域の文化を振興し、生涯にわたリスポーツに親しむことができる社会づくりを推進

4 部局全体の組織体制案

<現行>

◎部局外に設置

政策審議監

<平成22年度(案)>

※下線は所管部局の変更を予定している事業

◎部局外に設置

危機管理監

危機管理、消防保安

知事直轄

部局名
知事室
総務部
企画振興部
生活環境部
保健福祉部
産業労働部
農林水産部
土木部
出納局

部局名(仮称)	主な所掌事務
総合政策局 新	秘書・広報、政策推進、道州制、地方分権等
総務部	人事、行政改革、財政、財産、税務、統計等
県民生活部 新	県民局、中山間振興、市町村行財政、航空、国際、情報、くらし安全安心、男女共同、青少年、人権等
環境文化部 新	地球温暖化対策、環境保全、循環型社会推進、自然保護、文化、スポーツ等
保健福祉部	保健、医療、衛生、社会福祉(高齢者、障害者、介護等)、子育て等
産業労働部	商業、工業、観光、労働、雇用等
農林水産部	農業、林業、水産業、土地改良、担い手育成等
土木部	道路、河川、砂防、港湾、都市計画、建築、住宅等
出納局	会計、内部事務効率化、物品等

※課・室レベルの組織体制については検討中

5 今後の本庁組織再編のスケジュール

- ～2月 組織体制について検討
- 2月 部等設置条例の改正案を県議会2月定例会に提案
- 3月 平成22年度執行体制の公表